

千歳市最終処分場維持管理計画書

最終処分場の維持管理については、一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令で定められている「維持管理上の基準」に定められている事項を遵守する。

- 1 埋立地外に廃棄物が飛散及び流出しないように必要な措置を講ずる。
- 2 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずる。
- 3 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておく。
- 4 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずる。
- 5 (1) 囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにする。
(2) 閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにしておく。
- 6 立札等は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な措置を講ずる。
- 7 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがある場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。
- 8 廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂等で覆う。
- 9 遮水工を定期的に点検し、遮水効果低下のおそれある場合は、速やかにこれを回復に必要な措置を講ずる。
- 10 最終処分場の周縁の2箇所の場所から採取した地下水または地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行う。
 - イ 埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録する。
 - ロ 埋立開始後、電気伝導率または塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録する。
 - ハ 電気伝導率または塩化物イオン濃度に異常が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録する。
- 11 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く）が認められる場合は、その原因の調査等生活環境の保全上必要な措置を講ずる
- 12 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずる。
- 13 調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずる。

- 14 浸出液処理設備の維持管理は次により行う。
 - イ 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理する。
 - ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずる。
 - ハ 放流水の水質検査を次により行う。
 - (1) 排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録する。
 - (2) 水素イオン濃度、BOD、SS、窒素について2月に1回以上測定・記録する。
- 15 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずる。
- 16 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除する。(ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く)
- 17 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖する。
- 18 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずる。
- 19 埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存する。
- 20 埋立方式は、即日覆土によって飛散防止、悪臭および衛生害虫獣の発生抑制に効果がある「セル方式」を基本とし、浸出水や発生ガスを堅型ガス抜き間に導く等の効果があり維持管理上有効な覆土方式である「サンドイッチ方式」を複合して用いる方式を採用する。